

次期市川市地域福祉計画・
次期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
の策定について

平成29年7月12日

市川市 福祉政策課

1 各計画の概要について

(1) 「地域福祉計画」とは

社会福祉法第107条に基づき策定に努めることとされる「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の推進に関する事項として、

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（※）
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備に関する事項（※）

について、一体的に定める計画です。

本市では、平成15年3月に第1期となる「市川市地域福祉計画」を策定し、その基本理念である「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」ことの実現を目指し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今回策定する計画は第4期目の計画となり、計画期間といたしましては、平成30年度から35年度までの6ヵ年とする予定です。

（※ 平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により追加となった記載事項です。）

(2) 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」とは

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、市川市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

「高齢者福祉計画」については、老人福祉法第20条の8第1項により、「市町村は、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする」とされています。

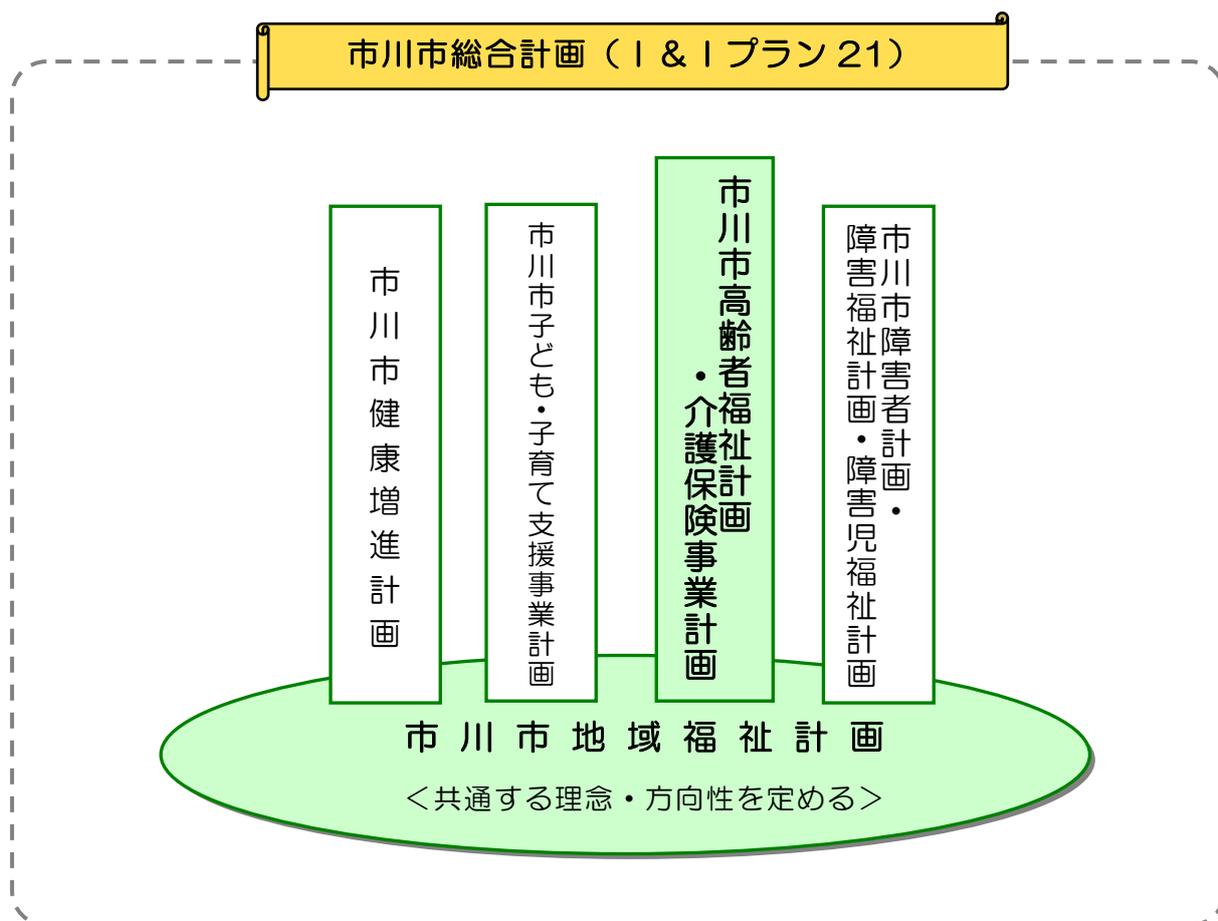
「介護保険事業計画」については、介護保険法第117条第1項により、「市町村は、基本方針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とされています。

なお、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、それぞれの法律において、一体のものとして作成しなければならないと定められています。

2 計画の位置付けについて

各計画は、市川市総合計画（I & Iプラン21）の第二次基本計画に基づく施策別計画として位置付けされています。

それぞれの計画との整合性と調和を図るほか、保健や医療施策などの他の施策別計画との調和を保っています。



3 計画策定に当たっての基本姿勢について

(1) 「地域福祉計画」

現計画（平成25年度～平成29年度）の基本理念等をおおむね継承しつつ、法改正等の内容を踏まえた上で、平成30年度から35年度までの6年間の計画を策定していきます。

(2) 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

現計画（平成27年度～平成29年度）の基本理念等をおおむね継承しつつ、法改正等の内容を踏まえた上で、平成30年度から32年度までの3年間の計画を策定していきます。

なお、現計画の基本理念である

『健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会』

につきましては、平成12年に策定した第1期計画から継承しているところですが、社会情勢が変化している状況を踏まえ、変更することを検討しています。

4 計画策定に当たっての基礎的事項について

(1) 各計画策定の根拠となる法律において「定めることとされる事項」及び必要に応じて「定めるよう努める事項」を掲載します。

(2) 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、次期計画を策定していきます。

(3) 福祉施策の進捗状況

現計画に位置付けられている事業の進捗状況等を把握し、事業の達成度を評価・分析するとともに、推進に向けて課題の検証を行った上で、次期計画を策定していきます。

(4) 市民等意向調査（平成28年度実施）

生活実態やニーズ、福祉サービスや介護保険サービスの利用状況等を把握・分析し、課題を解決するための施策について検証を行った上で、次期計画を策定していきます。

(5) 基本方針（高齢者福祉計画・介護保険事業計画に限る。）

国から告示される「基本方針」の内容を踏まえ、次期計画を策定していきます。

5 策定スケジュール

別紙参照

策定スケジュール

	7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉審議会		概要説明 ○				諮問 ○					パブリックコメント 実施内容説明 ○							答申案 報告 ○	答申 ○								
専門分科会 (地域福祉・ 高齢者福祉)					・アンケート結果報告 ・計画に関する勉強会 ・骨子案作成に向けた意見交換 ○					答申案 検討 ○		答申案 検討 ○		答申案 検討 (予備) ○													
地区推進会議 (地域福祉計画 のみ)						骨子案報告・ 答申案作成に 向けた検討 ○						答申案 検討 ○															
パブリックコメント 住民説明会																											
その他 (事務局作業等)	骨子案 作成			修正									庁内手続			策定 ★	印刷										